

企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。（以下略）

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「新開示府令」という。）

第十九条第二項第九号の二の規定は、平成二十二年三月三十一日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る定時株主総会以後に開催される株主総会の決議について適用し、当該定時株主総会の前に開催される株主総会の決議については、なお従前の例による。

2 新開示府令第二号様式記載上の注意(57) a (a)から(d)まで並びに(e)の i 及び iii（これらの規定を新開示府令第二号の四様式から第二号の七様式まで及び第七号様式（新開示府令第七号の二様式から第七号の四様式までにおいて準じて記載することとされている場合を含む。）において準じて記載することとされている場合を含む。）の規定は、有価証券届出書（金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書のう

ち同法第五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定によるものをいう。以下この条において同じ。）に記載すべき最近事業年度の財務諸表が施行日以後に終了する事業年度のものである場合における当該有価証券届出書について適用し、施行日前に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書については、なお従前の例による。

3 新開示府令第二号様式の記載上の注意(57) a (e)のii（新開示府令第二号の四様式から第二号の七様式まで及び第七号様式（新開示府令第七号の二様式から第七号の四様式までにおいて準じて記載することとされている場合を含む。）において準じて記載することとされている場合を含む。）の規定は、有価証券届出書（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第二百二十二条第二号及び第五号に掲げる会社（指定法人を含む。以下この条において「銀行等」という。）以外の会社のものに限る。次項において同じ。）に記載すべき最近事業年度の財務諸表が施行日以後に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書について適用し、施行日前に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書については、なお従前の例による。この場合において、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度の財務諸表が施行日から平成二十三年三月三十日ま

での間に終了する事業年度のものである場合における新開示府令第二号様式記載上の注意(57) a (e) の ii の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句とする。

<p>を除き、純投資目的以外の目的で提出会社が信託契約その他の契約又は法律上の規定に基づき株主として議決権を行使する権限又は議決権の行使を指図する権限（以下この (e) において「議決権行使権限」という。）を有する株式（提出会社が信託財産として保有する株式及び非上場株式を除く。以下この (e) において「みなし保有株式」という。）を含む。以下この ii において同じ。）のうち、最近事業年度及び最近事業年度の前事業年度のそれぞれについて</p>	<p>を除く。以下この ii において同じ。）のうち、最近事業年度について</p>
---	---

<p>30に満たない場合には、当該貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄（みなし保有株式が11銘柄以上含まれる場合には、みなし保有株式にあつては貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄、特定投資株式（保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（みなし保有株式を除く。）をいう。以下この（e）において同じ。）にあつては貸借対照表計上額の大きい順の20銘柄。ただし、特定投資株式が20銘柄に満たない場合には、開示すべきみなし保有株式の銘柄数は、30から当該特定投資株式の銘柄数を減じて得た数）に該当するもの）について、銘柄、株式数（みなし保有株式の場合には</p>	<p>10に満たない場合には、当該貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄に該当するもの）について、銘柄、株式数及び貸借対照表計上額を記載するとともに、当該銘柄ごとに保有目的を具体的に記載すること。</p>
--	---

、議決権行使権限の対象となる株式数。以下この ii) において同じ。) 及び貸借対照表計上額 (みなし保有株式の場合には、みなし保有株式の事業年度末日における時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額。以下この ii) において同じ。) を特定投資株式及びみなし保有株式に区分して記載するとともに、当該銘柄ごとに保有目的 (みなし保有株式の場合には、当該株式につき議決権行使権限その他提出会社が有する権限の内容) を具体的に記載すること。この場合において、特定投資株式及びみなし保有株式に同一銘柄の株式が含まれる場合にそれぞれの株式数及び貸借対照表計上額を合算していない場合には、その旨を

記載すること。

4 前項の場合において、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度の財務諸表が平成二十三年三月三十一日から平成二十四年三月三十日までの間に終了する事業年度のものである場合における新開示府令第二号様式記載上の注意(57) a (e)のiiの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句とする。

最近事業年度及び最近事業年度の前事業年度のそれぞれについて	最近事業年度について
その旨を記載すること。	その旨を記載すること。なお、銘柄別による投資株式の最近事業年度の前事業年度の貸借対照表計上額が提出会社の最近事業年度の前事業年度の資

	<p>本金額（財務諸表等規則第60条に規定する株主資本の合計額が資本金額に満たない場合には、当該合計額）の100分の1を超えるもの（それぞれの当該投資株式の銘柄数が10に満たない場合には、当該貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄に該当するもの）について、これに準じて記載すること。</p>
--	--

5 新開示府令第二号様式の記載上の注意(57) a (e)のiiの規定は、有価証券届出書（提出会社が銀行等である場合に限る。次項及び第七項において同じ。）に記載すべき最近事業年度の財務諸表が施行日以後に終了する事業年度のものである場合における当該有価証券届出書については、施行日前に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書については、なお従前の例による。

6 前項の場合において、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度の財務諸表が施行日から平成二十三年

三月三十日まで間に終了する事業年度のものである場合における新開示府令第二号様式の記載上の注意

(57) a (e) の ii の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句とする。

<p>を除き、純投資目的以外の目的で提出会社が信託契約その他の契約又は法律上の規定に基づき株主として議決権を行使する権限又は議決権の行使を指図する権限（以下この（e）において「議決権行使権限」という。）を有する株式（提出会社が信託財産として保有する株式及び非上場株式を除く。以下この（e）において「みなし保有株式」という。）を含む。以下この ii において同じ。）のうち、最近事業年度及び最近事業年度の前事業年度のそれぞれについて、銘柄別による投資株式</p>	<p>を除く。以下この ii において同じ。）のうち、最近事業年度について、銘柄別による投資株式の貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄について、銘柄、株式数及び貸借対照表計上額を記載するとともに、当該銘柄ごとに保有目的を具体的に記載すること。なお、提出会社の連結子会社であつて、iv に規定する最大保有会社に該当する連結子会社がある場合には、提出会社が保有する投資株式についてのこの ii による記載に代えて、当該連結子会社が保有する投資株式について、i から iii まで</p>
--	---

の貸借対照表計上額が提出会社の資本金額（財務諸表等規則第60条に規定する株主資本の合計額が資本金額に満たない場合には、当該合計額）の10分の1を超えるもの（当該投資株式の銘柄数が30に満たない場合には、当該貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄（みなし保有株式が11銘柄以上含まれる場合には、みなし保有株式にあつては貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄、特定投資株式（保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（みなし保有株式を除く。）をいう。以下この（e）において同じ。）にあつては貸借対照表計上額の大きい順の20銘柄。ただし、特定投資株式が20銘柄に満たない場合には、開示すべきみな

し保有株式の銘柄数は、30から当該特定投資株式の銘柄数を減じて得た数) に該当するもの) について、銘柄、株式数 (みなし保有株式の場合には、議決権行使権限の対象となる株式数。以下このiiにおいて同じ。) 及び貸借対照表計上額 (みなし保有株式の場合には、みなし保有株式の事業年度末日における時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額。以下このiiにおいて同じ。) を特定投資株式及びみなし保有株式に区分して記載するとともに、当該銘柄ごとに保有目的 (みなし保有株式の場合には、当該株式につき議決権行使権限その他提出会社が有する権限の内容) を具体的に記載すること。この場合において、

特定投資株式及びみなし保有株式に同一銘柄の株式が含まれる場合にそれぞれの株式数及び貸借対照表計上額を合算していない場合には、その旨を記載すること。

7 第五項の場合において、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度の財務諸表が平成二十三年三月三十一日から平成二十四年三月三十日までの間に終了する事業年度のものである場合における新開示府令第二号様式の記載上の注意(57) a (e)のiiの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句とする。

その旨を記載すること。	その旨を記載すること。また、記載すべき投資株式の銘柄数が50を超えるときは、貸借対照表計上額の大きい順の50銘柄について記載すること。な
-------------	--

お、提出会社の連結子会社であつて、ivに規定する最大保有会社に該当する連結子会社がある場合には、提出会社が保有する投資株式についてのiiによる記載に代えて、当該連結子会社が保有する投資株式について、iからiiiまでに準じて記載すること。この場合、iiにおける資本金額は提出会社の資本金額とし、iiにより記載すべき投資株式の銘柄数が50を越えるときは、貸借対照表計上額の大きい順の50銘柄について記載すること。また、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式のうち、提出会社（提出会社の連結子会社のうち、ivに規定する最大保有会社に該当する連結子会社がある場合には、当該連結子会社）の最近

	<p>事業年度の前事業年度の貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄について、銘柄、株式数及び貸借対照表計上額を特定投資株式及びみなし保有株式に区分して記載するとともに、当該銘柄ごとに保有目的を具体的に記載すること。</p>
--	--

8 新開示府令第二号様式の記載上の注意(57) a (e)のiv (新開示府令第二号の四様式から第二号の七様式まで

及び第七号様式(新開示府令第七号の二様式から第七号の四様式までにおいて準じて記載することとされている場合を含む。)において準じて記載することとされている場合を含む。)の規定は、次の各号に掲げる提出会社の区分に応じ当該提出会社が提出する有価証券届出書に記載すべき最近事業年度の財務諸表が当該各号に定める日以後に終了する事業年度のものである場合について適用し、当該各号に掲げる提出会社の区分に応じ当該各号に定める日前に終了する事業年度のものについては、なお従前の例による。

- 一 銀行等以外の会社 平成二十三年三月三十一日

二 銀行等 平成二十四年三月三十一日

9 新開示府令第二号様式の記載上の注意(57) a (a)から(d)まで並びに(e) i 及び iii (これらの規定を新開示府令第三号様式(新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。)、第三号の二様式、第七号様式(新開示府令第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。))及び第八号様式において準じて記載することとされている場合に限る。)の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書(金融商品取引法第二十四条第一項又は第三項(同法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する有価証券報告書をいう。以下この条において同じ。)について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。

10 新開示府令第二号様式の記載上の注意(57) a (e)の ii (新開示府令第三号様式(新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。)、第三号の二様式、第七号様式(新開示府令第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。))及び第八号様式において準じて記載することとされている場合に限る。次項において同じ。)の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書(提出会社が銀行等以外の会社である場合に限る。同項において同じ。)について適用し、施

行日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。この場合において、有価証券報告書が施行日から平成二十三年三月三十日までの間に終了する事業年度に係る有価証券報告書である場合における新開示府令第二号様式記載上の注意(57) a (e) の ii の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句とする。

<p>を除き、純投資目的以外の目的で提出会社が信託契約その他の契約又は法律上の規定に基づき株主として議決権を行使する権限又は議決権の行使を指図する権限（以下この（e）において「議決権行使権限」という。）を有する株式（提出会社が信託財産として保有する株式及び非上場株式を除く。以下この（e）において「みなし保有株式」という。）を含む。以下この ii において同じ。）</p>	<p>を除く。以下この ii において同じ。）のうち、最近事業年度について</p>
--	---

<p>のうち、最近事業年度及び最近事業年度の前事業年度のそれぞれについて</p>	
<p>30に満たない場合には、当該貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄（みなし保有株式が11銘柄以上含まれる場合には、みなし保有株式にあつては貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄、特定投資株式（保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（みなし保有株式を除く。）をいう。以下この（e）において同じ。）にあつては貸借対照表計上額の大きい順の20銘柄。ただし、特定投資株式が20銘柄に満たない場合には、開示すべきみなし保有株式の銘柄数は、30から当該特定投資株式</p>	<p>10に満たない場合には、当該貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄に該当するもの）について、銘柄、株式数及び貸借対照表計上額を記載するとともに、当該銘柄ごとに保有目的を具体的に記載すること。</p>

の銘柄数を減じて得た数) に該当するもの) について、銘柄、株式数 (みなし保有株式の場合には、議決権行使権限の対象となる株式数。以下この ii) において同じ。) 及び貸借対照表計上額 (みなし保有株式の場合には、みなし保有株式の事業年度末日における時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額。以下この ii) において同じ。) を特定投資株式及びみなし保有株式に区分して記載するとともに、当該銘柄ごとに保有目的 (みなし保有株式の場合には、当該株式につき議決権行使権限その他提出会社が有する権限の内容) を具体的に記載すること。この場合において、特定投資株式及びみなし保有株式に同一銘柄の株

式が含まれる場合にそれぞれの株式数及び貸借対照表計上額を合算していない場合には、その旨を記載すること。

- 11 前項の場合において、有価証券報告書が平成二十三年三月三十一日から平成二十四年三月三十日までの間に終了する事業年度に係る有価証券報告書である場合における新開示府令第二号様式記載上の注意(57) a (e)のiiの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句とする。

最近事業年度及び最近事業年度の前事業年度のそれぞれについて	最近事業年度について
その旨を記載すること。	その旨を記載すること。なお、銘柄別による投資株式の最近事業年度の前事業年度の貸借対照表計

	<p>上額が提出会社の最近事業年度の前事業年度の資本金額（財務諸表等規則第60条に規定する株主資本の合計額が資本金額に満たない場合には、当該合計額）の100分の1を超えるもの（それぞれの当該投資株式の銘柄数が10に満たない場合には、当該貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄に該当するもの）について、これに準じて記載すること。</p>
--	--

12 新開示府令第二号様式の記載上の注意(57) a (e)のiiの規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書（提出会社が銀行等である場合に限る。次項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。この場合において、有価証券報告書が施行日から平成二十三年三月三十日までの間に終了する事業年度に係る有価証券報告書である場合

了する事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。この場合において、有価証券報告書が施行日から平成二十三年三月三十日までの間に終了する事業年度に係る有価証券報告書である場合

における同記載上の注意(57) a (e)のiiの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句とする。

<p>を除き、純投資目的以外の目的で提出会社が信託契約その他の契約又は法律上の規定に基づき株主として議決権を行使する権限又は議決権の行使を指図する権限（以下この（e）において「議決権行使権限」という。）を有する株式（提出会社が信託財産として保有する株式及び非上場株式を除く。以下この（e）において「みなし保有株式」という。）を含む。以下このiiにおいて同じ。）のうち、最近事業年度及び最近事業年度の前事業年度のそれぞれについて、銘柄別による投資株式</p>	<p>を除く。以下このiiにおいて同じ。）のうち、最近事業年度について、銘柄別による投資株式の貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄について、銘柄、株式数及び貸借対照表計上額を記載するとともに、当該銘柄ごとに保有目的を具体的に記載すること。なお、提出会社の連結子会社であつて、ivに規定する最大保有会社に該当する連結子会社がある場合には、提出会社が保有する投資株式についてのこのiiによる記載に代えて、当該連結子会社が保有する投資株式について、iからiiiまで</p>
--	---

の貸借対照表計上額が提出会社の資本金額（財務）に準じて記載すること。

諸表等規則第60条に規定する株主資本の合計額が資本金額に満たない場合には、当該合計額）の100分の1を超えるもの（当該投資株式の銘柄数が30に満たない場合には、当該貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄（みなし保有株式が11銘柄以上含まれる場合には、みなし保有株式にあつては貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄、特定投資株式（保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（みなし保有株式を除く。）をいう。以下この（e）において同じ。）にあつては貸借対照表計上額の大きい順の20銘柄。ただし、特定投資株式が20銘柄に満たない場合には、開示すべきみな

し保有株式の銘柄数は、30から当該特定投資株式の銘柄数を減じて得た数) に該当するもの) について、銘柄、株式数 (みなし保有株式の場合には、議決権行使権限の対象となる株式数。以下このiiにおいて同じ。) 及び貸借対照表計上額 (みなし保有株式の場合には、みなし保有株式の事業年度末日における時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額。以下このiiにおいて同じ。) を特定投資株式及びみなし保有株式に区分して記載するとともに、当該銘柄ごとに保有目的 (みなし保有株式の場合には、当該株式につき議決権行使権限その他提出会社が有する権限の内容) を具体的に記載すること。この場合において、

特定投資株式及びみなし保有株式に同一銘柄の株式が含まれる場合にそれぞれの株式数及び貸借対照表計上額を合算していない場合には、その旨を記載すること。

13 前項の場合において、有価証券報告書が平成二十三年三月三十一日から平成二十四年三月三十日までの間に終了する事業年度に係る有価証券報告書である場合における新開示府令第二号様式の記載上の注意(57)

a (e) の ii の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句とする。

その旨を記載すること。	その旨を記載すること。また、記載すべき投資株式の銘柄数が50を超えるときは、貸借対照表計上額の大きい順の50銘柄について記載すること。なお、提出会社の連結子会社であつて、ivに規定す
-------------	---

る最大保有会社に該当する連結子会社がある場合には、提出会社が保有する投資株式についてのこの ii よる記載に代えて、当該連結子会社が保有する投資株式について、i から iii までに準じて記載すること。この場合、ii における資本金額は提出会社の資本金額とし、ii により記載すべき投資株式の銘柄数が50を越えるときは、貸借対照表計上額の大きい順の50銘柄について記載すること。また、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式のうち、提出会社（提出会社の連結子会社のうち、iv に規定する最大保有会社に該当する連結子会社がある場合には、当該連結子会社）の最近事業年度の前事業年度の貸借対照表計上額の大き

い順の10銘柄について、銘柄、株式数及び貸借対照表計上額を特定投資株式及びみなし保有株式に区分して記載するとともに、当該銘柄ごとに保有目的を具体的に記載すること。

14 新開示府令第二号様式の記載上の注意(57) a (e)のiv (新開示府令第三号様式 (新開示府令第四号様式)において準じて記載することとされている場合を含む。)、第三号の二様式、第七号様式 (新開示府令第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。)及び第八号様式において準じて記載することとされている場合に限る。)の規定は、次の各号に掲げる提出会社の区分に応じ当該各号に定める日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書について適用し、当該各号に掲げる提出会社の区分に応じ当該各号に定める日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。

一 銀行等以外の会社 平成二十三年三月三十一日

二 銀行等 平成二十四年三月三十一日

(以下略)